

人権擁護委員候補者推薦の諮問

1 主旨

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域に配置する市町村長が候補者として推薦した者の中から法務大臣が委嘱している。

また、候補者の推薦にあたっては、市町村議会の意見を聞くことが定められており、このたび、人権擁護委員1名の任期満了に伴い、後任の候補者を推薦する必要があるため、令和2年区議会第3回定例会にて後任候補者の推薦を諮問する。

【人権擁護委員法第6条第3項】

市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて、直接、間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

※別紙1「世田谷地区人権擁護委員名簿」参照

2 推薦候補者

| 氏名 | 推薦団体 | 備考 |
|------------------|----------|------|
| さかた ゆうじ 阪田 祐治 | 世田谷区保護司会 | 再任候補 |

※年齢は令和3年1月1日現在

※予定任期、令和3年1月1日～令和5年12月31日(3年間)

3 今後のスケジュール(予定)

(別紙2「人権擁護委員委嘱までの流れ」参照)

令和2年9月 区議会第3回定例会にて議決
令和2年9月 候補者を法務大臣に推薦
令和3年1月1日 法務大臣が委嘱

参考

1 人権擁護委員法ほか概要（抜粋）

○第9条 委員の任期

人権擁護委員の任期は3年とする。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

○第11条 委員の職務

- ・自由人権思想の啓蒙、及び宣伝をすること。
- ・民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- ・人権侵犯事件については、その救済のために調査、情報の収集を行い、法務大臣への報告や関係機関に対する勧告など適切な措置を講じること。
- ・貧困者に対し、訴訟の援助や人権擁護のための適切な救済措置を講じること。
- ・その他人権の擁護に努めること。

○委員候補者の年齢要件（法務省人権擁護局長通達）

- ・新任の委員候補者は68歳以下の者
- ・再任の委員候補者は75歳未満の者

2 人権擁護委員が携る主な活動

(1) 世田谷区内での活動 ※＝新型コロナウイルス感染症による影響

- ① 人権擁護相談（各総合支所で毎月1回実施）
※4～6月は中止、7月から電話による相談再開
- ② 「人権擁護委員の日(6月1日)」にあわせた特設人権相談 ※中止
- ③ 中学生人権作文コンテスト（毎年区立中学校2校で実施）※中止
- ④ 人権の花運動（毎年区立小学校4校で実施。児童が花栽培を通し命の大切さを理解し人権意識醸成に繋ぐ活動）※中止
- ⑤ 「人権週間(12月4日～10日)」にあわせた啓発活動、特設人権相談
- ⑥ 世田谷地区人権擁護委員会の会議（年3回開催）

(2) 東京法務局での活動

- ① 常設人権擁護相談（月～金曜日電話で実施）
- ② 東京人権擁護委員協議会等の各委員が所属する委員会等の活動（年4～5回）
- ③ 東京人権擁護委員協議会第3部会(品川区・大田区・目黒区・渋谷区・世田谷区)の会議（年3回開催）

世田谷地区人権擁護委員名簿

令和2年9月1日現在

| 氏名 | ふりがな | 推薦団体 | 委嘱年月日 | 満了年月日 | 初回委嘱日 | 委嘱回数 |
|--------|-----------|-----------------------|----------|----------|----------|------|
| 小島 和子 | こじま かずこ | 社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 | 令2.4.1 | 令5.3.31 | 平20.4.1 | 5回 |
| 田中 京子 | たなか きょうこ | 社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 | 平31.4.1 | 令4.3.31 | 平22.4.1 | 4回 |
| 鈴木 賢治 | すずき けんじ | 社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 | 令2.4.1 | 令5.3.31 | 平23.4.1 | 4回 |
| 布施 憲子 | ふせ のりこ | 世田谷区法曹会 | 平31.1.1 | 令3.12.31 | 平25.1.1 | 3回 |
| 佐々木 健二 | ささき けんじ | 世田谷区法曹会 | 令2.7.1 | 令5.6.30 | 平26.7.1 | 3回 |
| 金子 健太郎 | かねこ けんたろう | 世田谷区保護司会 | 平30.10.1 | 令3.9.30 | 平27.10.1 | 2回 |
| 佐野 みづゑ | さの みづゑ | 世田谷区保護司会 | 平31.1.1 | 令3.12.31 | 平28.1.1 | 2回 |
| 秋元 直人 | あきもと なおと | 世田谷区医師会 | 平31.4.1 | 令4.3.31 | 平28.4.1 | 2回 |
| 横山 恵美子 | よこやま えみこ | 社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 | 令2.7.1 | 令5.6.30 | 平29.4.1 | 2回 |
| 阪田 祐治 | さかた ゆうじ | 世田谷区保護司会 | 平30.1.1 | 令2.12.31 | 平30.1.1 | 1回 |
| 丸山 裕司 | まるやま ゆうじ | 世田谷区法曹会 | 平31.1.1 | 令3.12.31 | 平31.1.1 | 1回 |
| 望月 岳史 | もちづき たけし | 世田谷区法曹会 | 平31.1.1 | 令3.12.31 | 平31.1.1 | 1回 |
| 福家 一郎 | ふくいえ いちろう | 世田谷区法曹会 | 平31.1.1 | 令3.12.31 | 平31.1.1 | 1回 |
| 安藤 弘子 | あんどう ひろこ | 社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 | 平31.1.1 | 令3.12.31 | 平31.1.1 | 1回 |
| 三澤 正紀 | みさわ せいき | 世田谷区保護司会 | 平31.1.1 | 令3.12.31 | 平31.1.1 | 1回 |
| 宮崎 孝 | みやざき たかし | 世田谷区法曹会 | 令1.10.1 | 令4.9.30 | 令1.10.1 | 1回 |
| 岡田 芳廣 | おかだ よしひろ | 世田谷区保護司会 | 令2.4.1 | 令5.3.31 | 令2.4.1 | 1回 |
| 早川 宏 | はやかわ ひろし | 玉川医師会 | 令2.4.1 | 令5.3.31 | 令2.4.1 | 1回 |
| 早川 明伸 | はやかわ あけのぶ | 世田谷区法曹会 | 令2.7.1 | 令5.6.30 | 令2.7.1 | 1回 |
| 上田 浩憲 | うえだ こうけん | 世田谷区保護司会 | 令2.7.1 | 令5.6.30 | 令2.7.1 | 1回 |

人権擁護委員委嘱までの流れ

